

随意契約理由書

件名	生田新道駐輪場基盤整備工事	
契約の相手方	株式会社 森組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事については、制限付一般競争入札に付したが、7月10日に応札がなく入札中止、再度、制限付一般競争入札に付したが、10月18日に応札がなく入札中止となったものである。</p> <p>三宮北部地域は、放置自転車が多く、歩行者の通行障害となっているとともに景観を阻害していることから、早期にそれらを解消すべく、自転車駐輪場の整備に向けた本工事を完了させる必要がある。なお、沿道関係者には平成29、30年度に2ヶ年に渡り説明を行い、理解が得られたところである。</p> <p>上記業者は、「平成30年度(後期)西部管内側溝整備単価契約工事」など、側溝工事や舗装工事等の十分な実績がある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局道路部工務課 交通安全施設係 建設局中部建設事務所 安全推進係	(電話番号 595-6429) (電話番号 511-0515)